

学校感染症とその出席停止期間基準

学校保健安全法施行規則により、下記の感染症にかかった場合は、出席停止の扱いになります。

* 出席停止の場合は、欠席扱いになりません。

* 平成 24 年 4 月 1 日付の学校保健安全法施行規則の一部改正(平成 24 年 4 月 1 日施行)

* 出席停止の基準は下記の通りですが、無理のないよう、主治医と相談の上登校させてください。

種類	病 名	出 席 停 止 の 期 間
第一種	<ul style="list-style-type: none"> ・エボラ出血熱 ・クリミア・コンゴ出血熱 ・痘そう ・南米出血熱 ・ペスト ・マールブルグ病 ・ラッサ熱 ・急性灰白髄炎 ・ジフテリア ・重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る）及び鳥インフルエンザ病原体がインフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5N1であるものに限る。（鳥インフルエンザH5N1という） 	治癒するまで
第二種	インフルエンザ（鳥インフルエンザH5N1を除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が始まった後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん（三日はしか）	発しんが消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	<ul style="list-style-type: none"> ・コレラ ・細菌性赤痢 ・腸管出血性大腸菌感染症 ・腸チフス ・パラチフス ・流行性角結膜炎 ・急性出血性結膜炎 	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	その他の感染症 溶連菌感染症・伝染性紅斑・手足口病・感染性胃腸炎・マイコプラズマ感染症など	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

